杉本 脩子 構成員提出資料

平成29年3月27日

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会(第5回)

NPO 法人全国自死遺族総合支援センター

遺された人への総合的な支援を充実する

自殺の発生直後から、遺された人に対して必要な情報提供を推進すると共に、相談体制の 充実を図り、地域における民間団体の活動を支援することなどを通じて、総合的な支援を推 進する。

(1) 遺族等への情報提供の推進について

国及び地方自治体等は、遺族等に有用な各種情報を集積し、情報の提供を推進するものとする。提供されるべき情報は、一般的な心身への影響と留意点、諸手続きに関するもの、地方公共団体及び民間団体の相談窓口や自助グループ等による活動に関するもの、法的問題に関する基本的な知識などを含むことが望ましい。提供される情報は、定期的に内容の確認を行い、必要に応じて改定するものとする。

情報提供は、自殺の発生直後から適切な方法で実施することが望ましい。検視を行った 警察官、死体検案書を作成した医師、及び死亡届を受理する戸籍係などから、遺族等に直 接情報を提供するための制度について検討を進めるものとする。

(2) 遺族等への相談体制の充実

地方自治体は、常設の相談窓口の設置や民間団体との連携を通して、総合的かつ有機的 な相談体制の充実を図る。

(3) 民間団体の活動への運営支援

地方自治体は、民間団体の活動に対し、事業実施のための必要経費の補助や実施事業に 関する広報等の運営支援を行う。

(4) 遺児等のための総合的な育成支援活動の実施

遺児等のための育成支援活動の必要性に関する啓発活動等を実施し、遅れている遺児等 支援の推進を図る。

ひとり親家庭支援等既存の支援策を活用しつつ、保健師、児童福祉士、母子自立支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民間相談機関等による遺児等に関

する相談体制を充実するとともに、地域における遺児等のためのサポートグループ等の運営支援を行う。

(5) 自殺に対する誤解や偏見を軽減し、遺族等が過度の負担や不利益を被らない取組の推進 地方自治体職員等が自殺に関連した業務に従事する場合、遺族等の心情やプライバシー を十分に配慮した対応を行うものとする。

不動産における心理的瑕疵の問題等については、判例等を踏まえ、遺族等に対する損害 賠償請求に関するガイドラインの策定について検討する。

(6) 学校、職場での事後対応の促進

学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及を図ると共に、そのための研修を実施する。

マニュアルや資料は、定期的に内容の確認を行い、必要に応じて改定するものとする。

(7) 支援者の支援

安定的に質の高い支援活動がなされるために、支援に関わる人たちへの支援や研修を行う。

以上